

納税環境整備に関する専門家会合（第2回）議事録

日 時：令和2年10月16日（金）10時00分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### 岡村座長

時間となりましたので、ただいまから「納税環境整備に関する専門家会合」の第2回を開会します。

前回に引き続き、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日は、中里会長がウェブで出席されています。また、石井特別委員、それから、遅れて来られるかもしれませんが、有識者として齋藤東京大学教授、そして、淵神戸大学教授にウェブで御出席いただいております。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいておりますので、御確認ください。

また、会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

先般の第1回会合におきましては、日本商工会議所及び新経済連盟をお招きして、民間における記帳の実態やバックオフィスのデジタル化の状況について御説明いただき、皆様に御議論、御意見をいただきました。

その際には、紙取引と電子取引が混在するという民間の実態においては、企業の実務として紙を前提とした業務フローになる。紙で受け取ったものをスキャンして管理できるスキャナ保存制度もあるが、中小企業の現場では、なかなか実施できない。また、コロナ対応のため、資金繰り支援において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により、申請困難な事業者からの相談が多く寄せられたというような御意見をいただきました。

本日は、こうした第1回会合における議論を踏まえまして、税務手続の電子化や記帳水準の向上について、議論を行っていきたいと思います。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

（報道関係者退室）

### 岡村座長

それでは、議論に入りたいと思います。

本日は、先ほど申しましたが、中里会長にも御出席をいただいておりますので、最初に一言、中里会長から御挨拶をいただきたいと思います。

中里会長、よろしく申し上げます。

中里会長

了解しました。

あまり私が口出しするつもりはないのですが、少しだけお聞きください。

御承知のとおり、執行というのは、徹底的に実務の世界でありますので、理論的にどんなに正しい制度でも、執行できないものは、もはや制度と呼ぶことも難しいようなところもないわけではないという、厳しい現実があります。

この会合は、実務について、前回におけるように、情報収集をすることが主眼になり、それを総会に出していただきたいと思っているわけです。我々研究者の場合、どうしても実務に疎いものですから、知らないことにコメントするわけにはいかないという点がとても重要になってくるのではないかと思います。

したがって、今後もここに御出席の企業や税務専門家の方々には、問題意識を何でも遠慮なく述べていただきたいと思ひますし、また、課税庁でもいろいろと問題意識をお持ちだと思ひますので、それを全部投げかけていただいて、委員の頭の中に情報が整理されるようにということを行っていただきたいと思ひます。

あとは、あまり口出しいたしませんので、岡村座長に全てお任せしてありますので、どうかよろしくお願ひします。

#### **岡村座長**

中里会長、どうもありがとうございました。まさにおっしゃるとおりだと思ひます。

それでは、議題に入りたいと思ひます。

本日は、事務局からの資料について御説明をいただき、その上で委員の皆様にお意見をいただきたいと思ひます。

まず国税における税務手続の電子化について、事務局より御説明をお願いいたします。

資料は、お手元の実2 - 1になります。

主税局税制第一課の中島企画官、よろしくお願ひします。

#### **中島主税局税制第一課企画官**

中島です。よろしくお願ひします。

資料実2 - 1に基づきまして、国税における税務手続の電子化について、私から御説明申し上げます。

2ページ目です。こちらは、国税における税務手続のデジタル化の概要として、平成29年11月に政府税調において、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」として取りまとめいただいたものをベースに、その後の動きとも加味したところで整理したものです。

納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進していく。その際に、二つの考え方が背景にあります。

一つ目は、働き方の多様化が進展し、税務手続を行う方々の増加・多様化が見込まれます。前回の会合で、ギグワーカーと呼ばれる方々の増加等の御指摘もありました

が、そうした中で、ICTの活用等を通じて、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備します。

この際、申告だけではなく、前提となる帳簿についても、ICTをいかに活用していくかといったことが、今日、課題になっています。

もう一つは、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民合わせたコストの削減、企業の生産性向上を図る、こうした基本的な考え方であります。

「納税者によるデータの取得・活用・提出等」のところですが、一番目は個人関係についてです。

一つ目は、確定申告・年末調整手続の電子化ということで、ここは令和2年10月に国税庁が年末調整ソフトを公開したところでして、これにより、従業員と企業との間のやり取りの電子化といった道筋が開いたところです。

二つ目は、特にニーズの強いスマートフォンによる電子申告です。これは平成31年1月から既に開始していきまして、利用対象を順次拡大しています。

こうした中で、令和元年度の所得税の電子申告の利用率は59.9%になっています。

二番目は、法人関係です。

様々なe-Taxの機能改善や、提出書類の見直し等々を進めまして、企業が申告等のデータをデータのまま提出できる環境の整備を進めてきました。

大法人につきましては、令和2年4月開始事業年度から、電子申告が義務化されているとともに、中小法人については、将来的には義務化を前提としました法人税等の電子申告利用率100%を目指す。

こうした取組の中で、令和元年度の法人税の電子申告利用率については、87.1%となっています。

三番目は、納税手続関係です。

納付についても、キャッシュレス化を推進していくといったところで、令和7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指していく。平成30年度のキャッシュレス納付比率は23%となっています。

「納税者によるデータの作成・保存」というところですが、これは帳簿書類の話ですが、電子帳簿等保存制度の利用促進、文書保存の負担を軽減するというところで、令和2年度改正では、電子的に受領した請求書について、保存する際の選択肢を追加する改正が行われました。

以上のような取組を通じて、官民合わせたコストの削減、企業の生産性向上といったことを目指していきます。

次のページですが、今、申したことについて、これまでどのような制度的な対応をしてきたかということで、個人、法人、個人・法人共通に関して、列記しています。

令和2年4月より大法人の電子申告義務化、同年10月から年末調整手続の年調ソフト

トの公開、令和2年度税制改正で電子的に受理をしたデータについての要件緩和、そうした措置がなされてきたところでございます。

4 ページ目以降は、電子申告関係です。

5 ページ、e-Tax利用率の推移です。

個人、法人とも近年、e-Tax利用率は顕著に増加傾向にあります。今後ともさらに利便性の向上策を不断に検討していくとともに、税理士会や関係民間団体等との緊密な連携が重要になってきている状況です。

6 ページ、具体的には電子申告の普及促進に向けた取組として、冒頭、申したことと重なるところが多くありますが、法人税申告におけるe-Tax利用率は87.1%となっており、大法人については電子申告義務化がされています。

中小法人についても将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、e-Tax利用率100%という目標を立てているところでして、その達成に向けたさらなる利便性の向上のための方策を検討していきます。

個人についても、今後、マイナンバーカードの普及拡大により、さらにe-Taxの利用率向上が見込まれるので、利便性向上のための方策を講じていく必要があるということです。

今後の取組としましては、大法人については、電子申告義務化の円滑な実施です。

中小法人については、税理士関与割合が高いことを踏まえたところで、税理士会との一層の連携を図るなど、さらなる効果的な利用促進策が重要になってきます。

7 ページ以降は、電子帳簿保存法関係です。前回の会合で論点になっていたところについて、御説明いたします。

8 ページ、電子帳簿保存法の体系です。

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存には三つのタイプがあります。

一つ目は、自己が作成する帳簿・決算関係書類を電子的に保存するということで、電子帳簿等保存と呼んでいます。

二つ目は、取引の相手方から受領する領収書、請求書等の保存方法として、相手から書面で受領した場合、それをスキャンして保存する制度です。

三つ目は、相手方から電子データで受領したものをそのまま電子データとして保存しておく制度ということになっています。

電子帳簿保存法は、帳簿等の改ざんなどの課税上問題となる行為を防止する観点からの要件が設けられていまして、より事後検証可能性の高い、信頼性の高いものとなっています。

電子帳簿等保存とスキャナ保存につきましては、所得税法、法人税法に定める帳簿等保存義務の特例として、一定の要件の下で税務署長の承認に基づいて、データによる保存を認めるものとなっております。

三つ目のタイプであった電子データで授受をしたものをそのまま電子データで保存す

ることにつきましては、各税法では規定がありませんので、電子帳簿保存法で保存義務を創設しています。

なお、電子帳簿等保存とスキャナ保存については、承認制が設けられていますが、それにより予見可能性や法的安定性が確保されているといった立てつけになっています。

9ページ目は、それぞれの電子帳簿、スキャナ保存についての要件、概要でございます。

基本的には、真実性・可視性の確保に係る一定の要件が設けられているといった状況です。

これまでの改正の経緯が左下にありますが、これまでは紙の領収書を授受する商慣行といったものを前提としたスキャナ保存制度の要件緩和がなされてきましたが、昨年は、そうした電子的な領収書等の授受を推進していく観点からの要件緩和が講じられたところ です。

10ページ目です。電子帳簿等保存制度についての主な要件の考え方です。

基本的な考え方は、紙で保存する場合の納税者の負担軽減を図るということです。

他方、帳簿書類の保存が申告納税制度の基礎をなすものであるといったことから、税務署長の承認を受けた上で、真実性・事後検証可能性といった一定の要件に従った形での保存を条件としています。

個々の要件の考え方として、簡単に申しますと、真実性の確保の観点から、帳簿に係る記録事項の改ざん防止や、帳簿間の記録事項同士の整合性を確保していただくという相互関連性要件、あるいは可視性を確保する観点からの要件が設けられています。

電子帳簿については、データだけでは可視性・一覧性がないなど、紙とデータとでは、性質に違いがあることに鑑みて、各種の要件が設けられています。

さらに今後、適正な記帳の確保、申告水準の向上を図っていく上でも、こうした要件を備えた信頼性の高い電子帳簿は、重要な役割を担っています。

そうした中で、所得税に関しては、電子帳簿保存についてのインセンティブ措置が設けられているところです。

11ページは、スキャナ保存制度の主な要件です。

スキャナ保存制度は、あくまで原本は紙であるといった場面において、それを紙のまま保存しておくのではなく、画像データにして、それを保存して、原本である紙は廃棄することを可能とする制度です。そのため、原本である紙とコピーであるデータとの同一性を担保する要件が設けられているところです。

スキャナ保存の対象になる領収書等というのは、取引の事実関係を裏づける原始記録ですので、真実性を確保しながら、速やかに記録に反映されていくことが重要になります。

具体的な流れは、前回の会合でも御指摘をいただいた点なので、やや詳しく申し

ますと、一般的な流れとしましては、従業員が取引先から紙で領収書等を受領し、それを経理担当者に引き継いでいく流れです。

のところで、従業員がデジカメ、スマホで撮影をするといったときには、経理担当者等が紙原本である領収書等を確認していただくことを前提に、従業員におおむね3営業日以内にタイムスタンプを付与していただきます。

のところで、逆に経理担当者等がスキャンをする場合には、経理担当者等が紙原本を確認することを前提に、最長2か月と概ね7営業日の期間内にタイムスタンプを付与するといった形になっています。

画像データについては、はっきりと見えるような解像度を確保します。

最後、のところで、従業員、経理担当者等以外の第三者が紙原本との定期検査を行うという流れになっております。

ちなみに、下のところに小規模企業者の特例がありますが、小規模企業者は、おおむね従業員20人以下などのケースがありますが、こうした場合は、従業員の数が少ないということで、複数の従業員と経理担当者等でチェックをすることが困難であることに鑑みて、経理担当者による紙原本の確認を不要とする特例が設けられてございます。

スキャナ保存の要件のそれぞれの考え方ですが、ですが、書類の取得から一定期間内にスキャナ保存をすることで、原本に対する改ざん可能な時期を制限しています。さらに画像データというのは、容易にコピーができる、使い回しができることから、紙原本に署名をしていただいています。

については、一定水準の解像度やディスプレイ等の備付けにより、紙と同程度の文字・色の再現性を確保しています。

については、タイムスタンプを付与することで、その後のスキャナデータへの改ざんを防止しています。

は、異なる担当者間でチェック機能を働かせることで、改ざんを防止しています。

経理担当者で紙をチェックし、さらに第三者が紙原本を定期的に検査する結果、紙が残ってしまうといった観点からの問題提起が前回の会合でありました。そうしたところで、ペーパーレス促進の観点から、仮に紙原本の確認が必要とするような要件を緩和するといったときには、一方で、どのように改ざん抑止をしていくかといったことも、同時に考えていく必要があるかということです。

12ページは、電子帳簿等保存制度の利用状況です。

利用件数は、顕著に近年増加していますが、まだまだ伸びしろは依然として大きい状況です。また、冒頭、申しましたが、より信頼性の高い記帳を推進する観点から、利用促進を図っていくことが必要になるのではないかとということです。

最後、13ページです。電子帳簿等保存制度の利用実態はどのようなところなのかと

ということで、大企業と中小企業に分けますと、大企業では、電子帳簿保存法の承認件数が2.4万件、中小企業については、承認件数が14.8万件です。

これは承認件数でして、会社の数ではないということが注4にあります。そのため、納税者の数との単純比較はできませんが、まだまだ中小企業においては、承認件数は少ないという状況です。

他方、日本商工会議所から御紹介いただきました、事業者の売上高別の電子で帳簿作成している事業者の割合ということで、相当程度の方が電子で帳簿作成されているということです。

そうしますと、電子帳簿保存法の承認を受けている事業者の割合と電子で帳簿作成をしている事業者の割合にある種の乖離がある状況があります。

雇用的自営等と呼ばれる方々も増加傾向にあるところでして、自営業主に占める雇用的自営等の割合も41.5%になっているわけですが、こうした状況を踏まえれば、確かに電子帳簿保存法は、信頼性の高い制度ではありますが、それを推進するのみならず、低コストでの電子記帳での利用可能性、そうしたものも検討していくことが考えられるのではないかとといった論点です。

15ページ、今まで申告、記帳について、見てきましたが、もう一つは、納付の話が記載されています。ダイレクト納付をはじめとしたものを推進していきます。

また、デジタル・ガバメント実行計画に言及されていますが、アンダーラインを引いてあるような法定調書の提出に関して、クラウドサービスの利用や、そうしたことについて、検討していく必要があるのではないかと、こういったところが主な論点です。

国税における税務手続の電子化については以上です。

#### **岡村座長**

ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料実2 - 2、地方税における税務手続の電子化について、総務省自治税務局電子化推進室の東室長にお願いします。

#### **東自治税務局電子化推進室長**

東です。

それでは、資料実2 - 2に基づきまして、御説明させていただきます。

2ページをお願いします。地方税における税務手続のデジタル化の全体像をここでお示ししております。

ICTの進展等を踏まえまして、納税者の利便性向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX等を活用した全国統一的な申告・納税のデジタル化、収納手段の多様化、国税との情報連携といった地方税務手続のデジタル化を推進しているところです。

申告・納税のデジタル化に関しましては、eLTAXにより、全ての地方団体に対して、電子申告等が可能な中で、令和元年10月から主として法人向けの税目について、全て

の地方団体に電子納税が可能な仕組みが整ったところです。

また、別のシステムですが、自動車保有関係手続のワンストップサービス、OSSと呼んでいますが、それにより、自動車税等の申告・納付も可能な状況になっています。

収納手段の多様化につきましては、コンビニ納税、クレジットカード納付等との制度改正を踏まえて、個人向けの税目の収納手段の多様化に各自治体において取り組んでいただいています。コンビニ納付等の利用が伸びてきているところです。

国税との情報連携につきましては、地方団体と国税当局間で課税資料の共有や、納税者の国税及び地方税の電子申告における重複入力の排除や、申請・届出手続の電子的提出の一元化といった、利便性向上にも取り組んでいるところです。

3 ページは、主な取組の進捗状況ということですが、先ほど申し上げた地方税共通納税システムの稼働等を記載しています。

令和2年度税制改正では、個人住民税の利子割等について、地方税共通納税システムの対象税目に拡大しました。

より細かくトピックについて、説明をさせていただきます。4 ページをお願いします。eLTAXの概要です。

このシステムにより、全国統一的に申告等と納税ができる形になっています。

法人関係税の申告が765万件ということで、全体の61.8%がeLTAXを利用していることと、個人住民税の特別徴収のための情報のやり取り、つまり、給与支払報告書のやり取りについても、約5割程度まできているという状況です。

そうした中で、これまで申告等の対象となっていました税目につきまして、地方税共通納税システムにより納税ができる形にしています。稼働から1年経っていませんので、経年変化はまだ見られない状況ですが、令和元年10月から令和2年8月までの合計で8,097億円分御利用いただいている状況でございます。

5 ページをお願いします。eLTAX利用率の推移です。

法人関係税では7割を超えている中で、他の税目につきましても、堅調に利用率が上昇している状況でございます。引き続き上昇するよう取り組んでまいりたいと思っています。

6 ページですが、先ほど少し申し上げましたが、今、金融機関等に特別徴収をしていただいている金融所得課税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割などにつきましては、申告と納入がほぼ同時に行われるということで、地方税共通納税システムの導入をきっかけに、申告から納税まで一気通貫にできるのであれば、これも対象にできないかということで検討を始めまして、令和2年度税制改正で、令和3年10月から対象として拡大することが決まっているところです。

7 ページをお願いします。申告と納税の関係を御説明しましたが、特別徴収税額通知につきましては、特別徴収義務者である事業者を通じて、納税義務者にお配りいただいています。この特別徴収税額通知の電子化について、電子的に送付可能な体制



を有する特別徴収義務者の方と協力して、電子化を進めていけないかということで、現在、実証実験等を行うなど、検討を進めているところです。

8ページをお願いします。自動車関係手続のデジタル化です。

先ほどOSSで手続ができると申し上げたところですが、登録者に係る各種行政手続がワンストップでできる状況にあります。軽自動車にしましては、まだシステムが整っていない部分がありまして、新車新規検査時等の手続についてオンライン化が実現していないところです。この点について、今後、検討を進める必要があるのではないかと考えている状況です。

9ページをお願いします。これまで全国統一的なシステムの関係の御説明でしたが、9ページの税務システムの標準化は、地方団体の中にある基幹税務システムの標準化ということです。

これまで個別にベンダーへの発注、さらにカスタマイズなどがされていまして、地方団体ごとに異なる対応がなされているということで、負担が発生していたところです。この問題を解決するために、標準仕様に基づくシステムを地方団体に自由に選んでいただくような形で、より効率的にできないかということで、個人住民税等の税目につきまして、税務システムの標準化を地方団体の皆様とともに検討しているところです。

令和3年夏頃までに標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成予定ということで、作業を進めているところです。

10ページにつきましては、これまで御説明してきたようなことにつきまして、政府決定で触れられているものの抜粋を付けさせていただきます。

12ページには、これまでの主な施策の年表をつけていますので、御参考に御覧いただければと思っています。

#### **岡村座長**

ありがとうございました。

次に、資料実2-3、事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について、主税局税制第一課の植松課長、よろしくをお願いします。

#### **植松主税局税制第一課長**

よろしくをお願いします。税制第一課長です。

お手元の「事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について」という資料の2ページをお開きください。法人数、個人事業者数の推移の全体像であります。

下の短いほうの棒グラフが法人数でして、平成30年では273万法人となっています。個人事業者数は、年々減少していきまして、平成30年では530万強ぐらいの事業者数になっています。

3ページをお開きください。そうした中で、青色申告率の推移です。

法人の青色申告率は99%台ということで、ほぼ100%で推移しています。

一方で、個人事業者の青色申告率は、年々若干上昇していますが、直近ですと61%ぐらいという状況です。

4ページをお開きください。事業者の記帳水準に係る概況を整理いたしました。

大企業、中堅企業におきましては、基本的に複式簿記で記帳されている状況です。多くはカスタマイズした会計ソフトや、独自の自社システムを利用して、電子的に記帳されていることと、また、税理士や会計事務所の関与率も高い。

中小企業におきましても、基本的に複式簿記で記帳されていまして、インストール型の会計ソフトなど、市販製品の利用が多いものの、電子帳簿保存法の承認を得ている企業は比較的少ない。一方で、税理士、会計事務所等の関与率は高い。

個人事業者ですが、小売、飲食店、理美容師等の伝統的な自営業につきましては、会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在します。前回の会合でも、日本商工会議所のアンケートにもありましたように、引き続き手書きの帳簿が多い。同時に経理事務を1人で行うような場合も多い状況です。

フリーランス、ギグワーカーにつきましては、はっきり言って、日常的な記帳義務の履行度合いが把握できていません。一方で、こうした方は、一定のITリテラシーがあるのではないかと考えています。現在、こうした雇用的自営等とされる方々は増加しています。

5ページを御覧ください。個人事業者の動向です。

全体の数は減っていますが、いわゆる雇用的自営等と言われる方のシェアが増えてきて、今は3割強あるという状況です。

そうした中で、記帳の関係ですが、6ページを御覧ください。昨年末に取りまとめられました令和2年度税制改正大綱です。

個人所得課税の在り方として、控除の見直しに関連しまして、「適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告に向けた取組を進める」と記載されているところであります。

税の観点はそのようですが、7ページは、前回の会合で日本商工会議所から御説明いただいた内容を、こちらで抜粋したものです。

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題として、帳簿の未整備等により、資金繰り支援に対して、申請を行う際にいろいろ問題が生じ、申請困難な事業者からの相談が多く寄せられたということで、月次決算など、経営状況を把握できる帳簿の重要性が改めて浮き彫りになったという御指摘をいただいています。

さらに、クラウド会計ソフトの導入支援を受けている事業者の反応を御報告いただいています。

一番目と三番目は共通すると思いますが、一番目は、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して、試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができたということ。三番目は、帳簿をつけていれば、有

事の際に支援をきちんと受けられることのメリットが大きいということで、記帳については、単に税制の問題ではなくて、いろいろ支援を受ける際にも重要な課題になっています。

二番目と四番目は、これも共通していると思いますが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間にスマホで作業ができるので助かっているとか、あるいは記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化したということで、単に納税のためというわけではなくて、事業経営の観点からも重要な指摘があったと考えています。

8 ページを御覧ください。現在の個人事業者の記帳制度の概要です。

個人事業者の所得額を正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましいということで、正規の簿記が一番望ましいということですが、現状の制度では、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記、現金主義、白色申告も認められている状況です。

適正な申告と記帳を促すために、青色申告には、様々な税制上の特典が与えられているところです。

さらにこうした要件の遵守を担保するために、青色申告承認取消しの制度もあります。

9 ページを御覧ください。帳簿・書類保存制度の概要です。

御覧のとおり、事業者の所得額や税額を正しく計算・申告されているか、後日、検証できるようにするためには、事業者が帳簿や書類の保存を適正に行う必要があるということで、平成23年度改正により、全ての事業者に記帳や帳簿書類の保存が義務化されています。平成26年から施行されているところです。

10ページを御覧ください。加算税の概要を載せています。

適正な記帳を通じた申告・納税を確保するための役割として、加算税もあるということですが。

11ページを御覧ください。そうした中で、個人事業者の申告の状況です。

先ほど個人事業者の青色申告率は61%程度と申しましたが、これを分解しますと、個人事業者の全申告件数が平成30年は373万件ということで、若干減少している中で、その内の青色申告件数は、228万件と若干増えている状況です。

これをさらに分析しますと、12ページを御覧ください。個人事業者の申告状況を事業収入別に分けたものです。

一番下の合計の欄を御覧いただきますと、個人事業者の申告状況については、青色申告が全体の6割、その内正規簿記が3割、現金主義を含んだ簡易簿記が3割となっており、一方、白色申告は全体の4割ということです。

事業収入別に見ますと、個人事業者のうち、事業収入が1,000万円以下の小規模事業者が8割弱という状況です。

白色申告者について、白色申告者は個人事業者全体の40%ですが、事業収入が1,000

万円以下の白色申告者は個人事業者全体の37.3%ということですので、白色申告者の93.3%は事業収入が1,000万円以下ということになっています。

一方で、事業収入が1億円超でも白色申告を行っている事業者がいます。

青色申告を見ていただきますと、事業収入が1円から1,000万円の事業者が個人事業者全体の17.3%いらっしゃって、必ずしも小規模だから青色申告はできないというわけではないと思っていますし、事業収入が1,000万から5,000万の青色申告者も個人事業者全体の10%いる状況です。

先ほど簡易簿記の中に現金主義を含むと申し上げましたが、一番下の注にありますように、現在、現金主義の方は、全体の0.1%程度ということになっていますので、全体の数字から見ると、極めて少ない数字になっているということです。

13ページを御覧ください。今度は年齢別に申告の状況を分類したものです。

一番右の合計欄を見ていただきますと、60代、70代以上を合計しますと、47.6%ということで、高齢者の方が個人事業者の中で多いということですが、そのうち4割程度の方が白色申告になっています。

白色申告の中で、20代以下のところは1.7%ですが、20代以下全体の3.2%のうちの1.7%ということですので、比較的ITリテラシーが高いと思われる20代以下の方でも、かなり白色申告の方がいらっしゃる状況も見てとれると思います。

14ページを御覧ください。個人事業者の記帳の概況です。

税務調査の対象者の中で、記帳不備が指摘されるケースがあるわけですが、それを記帳の形式に分けて分析したものです。

平成30年7月から令和元年6月の調査分で御覧いただきますと、税務調査において記帳不備と確認された者の割合は、青色申告者のうち正規簿記を行っている者は6.2%、簡易簿記を行っている者は22.5%、白色申告者は74.2%となっています。

このように白色申告や簡易簿記の場合は、資産項目の異動が記帳されておりませんので、申告漏れが生ずる可能性が高いことを言えると思います。一方、青色申告の場合は、資産項目の異動が記帳されておりまして、所得額を試算項目から検証することが可能になりますので、納税者にとっても、申告漏れの防止につながるメリットがあると言えるのではないかと思います。

例えば商品を現金で販売したことによる売上げを記帳し忘れた場合でも、商品の減少、あるいは現金の増加など、資産項目の異動状況から売上げの記帳漏れを把握することが可能ということで、正規簿記のほうが記帳不備を指摘されるケースが少ないのではないかと考えています。

15ページ、青色申告を行わない理由です。

過去に農水省や、弥生株式会社が調査をしたものですが、新しいデータがあまりないのですが、両者の調査とも、青色申告を行わない理由として、売上げが多くなく、青色申告をするメリットが少ないからという意見があると同時に、白色申告であれば

記帳の義務がないからとか、青色申告だと記帳の手間がかかるからといった例もよく見られるところです。

ただ、最近ではICTの発達等もあって、いろいろ環境が変化しているということで、16ページを御覧ください。前回、新経済連盟から御説明があった資料を抜粋したものです。

近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用を掛けずに簡単に記帳ができる環境が整ってきているのではないかと思います。特に前回の会合で御説明いただいたように、クラウド会計ソフトの場合は、会計知識や経理業務に精通しなくても、青色申告の正規簿記で対応可能となっているのではないかと考えています。

これにつきましては、資料には載せてございませんが、様々な業者が公表しているデータを見ますと、大体年間1万円から3万円、月々1,000円から3,000円ぐらいでクラウド会計はできますので、従前と比べますと、さらにコストがどんどん下がってきているのではないかと受け止めています。

17ページを御覧ください。クラウド会計ソフトの利用状況調査ということで、MM総研の調査でございます。

確定申告を行った個人事業者のうち、会計ソフトの利用者が全体の33.9%ということで、約3分の1になっています。グラフを見ると、クラウド会計ソフトの利用者が増加しているのですが、これを見た限りでは、会計ソフトを利用している方の中で、クラウド会計に転換している傾向が見てとれます。

一方で、会計ソフトを利用していない方の割合は、そんなに大きく変わっていないので、会計ソフトの利用自体がどんどん進んでいるわけではない状況も見てとれるのではないかと思います。

最後18ページです。記帳水準の向上と税務行政の効率化ということで、税務行政との関係で整理したものです。

税務行政の観点からいっても、正規の簿記による記帳ですと、資産項目の異動が記帳されていますので、申告漏れなど、税務調査で把握することが比較的容易になります。

記帳水準の高低と適正な記帳や申告に対する意識の有無で納税者を類型していますが、適正な記帳や申告に対する意識もあって、記帳水準が高いケースを見ますと、納税者のイメージとしては、日々継続的に正確な記帳を行っていて、適正な申告を行っています。

税務調査での対応では、うっかりミスや、あるいは法令上の取扱いの誤りがないかを、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能になっていて、税務調査の要する時間や労力も少ないという状況になっています。

適正な記帳や申告に対する意識がないパターンでも記帳水準が高い場合ですと、帳

簿に記載のない資産を把握した場合には、仮装隠蔽の認定が比較的しやすいというメリットがあります。一方、適正な記帳や申告に対する意識がある方と比べてみまして、比較的税務調査に要する時間や労力は多いのではないかと受け止めています。

記帳水準が低くて、適正な記帳や申告に対する意識があるケースですが、納税者のイメージとしては、事業が忙しくて、正規の簿記では帳簿を作成できていない、あるいは書類の保存も不完全であるといった状況ですが、そうした場合での対応につきましては、申告漏れが生じやすく、調査での確認事項がどうしても多くなる、真実の所得額を把握するために、保存のあった書類の調査や納税者への聞き取りが必要になって、税務調査に要する時間や労力は多くなります。

一方で、適正な記帳や申告に対する意識がなくて、記帳水準が低いような状態ですと、どうしても推計課税も必要になりますし、税務調査による時間や労力も多くなってきます。

帳簿書類がない場合に、仮装隠蔽なのか、不作成・不保存なのかという区別が困難であることもありまして、先ほどの適正な申告を担保するための重加算税が賦課できないケースも存在していることがあり、記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など、業務行政の効率化にも寄与しますし、事業者側からも、反射的に納税や申告、税務調査に時間が取られないという意味で、納税・申告の効率化が進むという点が指摘できると思います。

私からは以上です。

#### **岡村座長**

ありがとうございました。

最後に、資料実2 - 4「議論の概要と今後の論点（国税）」、資料実2 - 5「議論の概要と今後の論点（地方税）」について、中島企画官、東室長、よろしく申し上げます。

#### **中島主税局税制第一課企画官**

ありがとうございます。

それでは、まず国税について、税務手続の電子化と記帳水準の向上についての現状と論点について、今まで御説明したことの要約という形で御説明申し上げます。

2ページ目は、税務手続の電子化の部分です。

電子申告の状況ということで、e-TAX利用率は顕著に増加しています。大法人についての電子申告義務化、中小法人については、電子申告義務化を前提とした電子申告割合100%を目指すということ、所得税についての取組状況についても記載しています。

電子帳簿保存法関係で、電子帳簿等保存制度の利用件数は顕著に増加していますが、まだまだ伸びしろはあるのではないかと。一方で、中小企業、個人事業者の電子帳簿等保存制度の利用は低調。実態として、中小事業者、個人を含めまして、電子的に帳簿を作成している方は、相当程度現実には存在しているにもかかわらず、実際

には電子帳簿保存法の適用を受けていません。その乖離の話です。それから、雇用的自営と呼ばれる方の事業者は、増加傾向にあるといった話であります。

生産性向上や正確性の観点からは、電子的な領収書の授受が望ましい一方で、まだまだ紙の領収書の授受を前提とした商慣行があります。そうした中でのスキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大を行ってきたところです。

以上のような背景を踏まえたところで、主な論点は、三つあるかと思えます。

一つ目は、電子申告ですが、高い税理士関与割合なども踏まえたところでの税理士会をはじめとした関係団体との一層の連携の話です。

二つ目は、今、記帳水準の向上の話がありましたが、そうした観点からも、電子帳簿保存法の要件を満たすような信頼性の高い記帳を推進していく。ただ、その一方で、そうした要件を満たせないような電子的な帳簿についても、実際に電子的な帳簿作成は、実態としては広がっています。さらにギグワーカーと呼ばれるような方々もいる中で、先ほどクラウド会計の話もありましたが、クラウド会計といった低コストの電子記帳の利用可能性、法的に許容していくことを考える必要はないのだろうか。

三つ目ですが、紙の領収書を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度については、先ほど御紹介したように、紙原本のチェックを前提とした要件がありますが、こうしたものを極力縮小していきながら、一方で、代替となる改ざん抑止措置を検討していくべきではないか。こういったところが論点だと存じます。

3 ページ目は、今度は記帳水準の向上ですが、一番目の個人事業者の状況については、伝統的自営業の方は減少する一方で、フリーランスや副業の方が増加しています。そうすると、全体としては、確定申告を要する方が増加傾向です。

個人事業者のうち、青色申告者は6割、白色申告者は4割となっておりますが、白色申告者の9割以上は、小規模事業者であります。しかも、高齢者が多い。

記帳・帳簿書類の保存は、平成26年以降、義務化されているものの、必ずしも履行されているとは言い難い状況です。

二番目は、記帳水準向上の必要性とクラウド会計ソフトの発達といった背景です。

一つ目は、適正な記帳は個々の事業者の経営の効率化、社会全体の生産性向上につながっていくということ。

二つ目は、記帳水準の向上により納税者自身が、所得と税額を正しく計算して検証できる、そういった効果があるのではないか。他方で、それは税務行政の効率化にもつながるのではないかということ。

三つ目は、クラウド会計ソフトの発達のところで、昔と違って、手間暇かけずに簡単に記帳できるような環境が出てきているのではないかということ。

こうした背景を受けて、主な論点として三つあります。

一つは、ICT等の活用を通じて、個人事業者全体の記帳水準をどのように底上げを図るか。

低い記帳水準にとどまっている個人事業者をどのように高い記帳水準へと促していくか。

そういったところも包含しながら、中長期的な記帳・帳簿書類保存制度の在り方を検討していく必要があるといったところが、主な論点です。

国税については、以上です。

#### **東自治税務局電子化推進室長**

引き続きまして、地方税について御説明をいたします。

資料実2 - 5をお願いします。

2 ページですが、上に議論の現状ということで、eLTAXの状況ですが、eLTAXの利用率については増加傾向ということで、例として法人事業税におけるeLTAX利用率が73.7%となっていることなどを挙げさせていただいています。

地方税共通納税システムについては、令和元年10月に稼働しまして、主として法人向けの税目が対象となっています。令和2年度改正において、対象税目に個人住民税の利子割等の追加がなされている状況です。

個人住民税の特別徴収税額通知について、特別徴収義務者にお送りするものについては、平成28年度課税分から電子的な通知が可能となっていますが、納税義務者の方に送るものについては、書面により通知されている状況です。

自動車税等関係手続については、自動車税は、既に44都道府県では、オンラインで行うことが可能となっていますが、軽自動車については、現時点ではオンライン化は実現していないという状況です。

今後の主な論点につきましては、地方税共通納税システムについては、利便性向上等の観点から、対象税目の拡大が必要ではないか。特に固定資産税などの賦課税目について要望がある状況です。

納税義務者用の特別徴収税額通知につきましては、eLTAXを経由して送付する仕組みを速やかに導入すべきではないか。

自動車税関係手続のオンライン化については、早期に全都道府県での導入を実現するとともに、市町村の関係になります軽自動車税についても、オンライン化を進めることが必要ではないかということです。

また、納税者や地方団体の負担軽減に資する地方団体の税務システムの標準化を進めていくことが必要ではないかという点も、挙げさせていただいているところです。

以上です。

#### **岡村座長**

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

前回同様、私から指名をさせていただきますので、会場にいらっしゃる皆様も含め、ミュートボタンを解除してから御発言ください。



御質問や御意見のある方は挙手、または挙手ボタンをお願いいたします。田近特別委員、お願いします。

### 田近特別委員

田近です。御説明ありがとうございました。

帳簿保存がメインテーマだったのですが、私からは、今日のテーマではないのですが、今、年末調整、確定申告、その辺りの税務手続電子化がどこまで徹底されているのか。仕上がりの姿、それがいつまでにどういう姿になるのかを明らかにしてほしいというのが、全般的な議論なのです。

その前に、本日、貴重な資料の説明を受けたと思うのは、資料実2 - 3の5ページを開いてくれますか。我々が個人事業主とは何かをイメージするとき、これはすごく貴重な資料で、来てよかったと思ったのですが、間違っていたら、植松課長に直してもらおうとして、個人事業者は、2015年で520万人ぐらいいます。いわゆる伝統的自営業があるわけですが、後で時間があれば、農林水産業の人の割合は、大昔からなので、せいぜい2005年ぐらいから見るといいと思うのですが、多少減っています。

大した質問ではないのですが、伺いたいのは、生産工程従事者が低下していて、この人たちがこれだけ多く減っているのはなぜかということです。その他の小売業、卸売業というのは、コロナで大変な状況ですが、これは分かります。普通のお店屋さんみたいな感じだと思いますが、これは減っています。一方、雇用的自営人たちは増えています。

それから、12ページですが、我々が個人事業者をイメージするのは、申告レベルですが、8割近くの人が事業収入が1,000万円以下です。年齢は結構ばらけています。

質問なのですが、事業収入が1,000万近くの個人事業者が8割ぐらいいて、非常に多様な働き方をして、なおかつそれが流動化しています。雑所得がある方は、個人事業者ではないですが、そういう人たちも確定申告をしなければいけないわけですから、実態から考えると、確定申告をしなければならない人たちはかなり増えていると思うのです。

そういう実態を踏まえて、税務手続電子化をどうするべきかですが、何年か前に政府税調で韓国に行かせてもらって、大変印象深くて、それから3回ぐらい行ってしまったり、台湾に行ったりして、台湾では、納税通知書を頂いて、その翻訳もしたのですが、日本でどこまでしたいのか。台湾のイメージですと、私が台湾にいるとして、年末に私の所得と納税額が通知されます。それはあくまでも暫定的な計算ですから、それを見て、私がよければ終わるときちゃんと書いてあります。田近さん、それによろしければ、終わりますということです。

我々がどこまで目指すのか、その大きな議論をする前に、クラウド会計とか、前回の会合も非常に印象深かったのですが、仮に納税者が国税庁のホームページか、マイナポータルか、どちらか分かりませんが、そこにアクセスしたら、1年分の自分の働

いた仕事の収入が記録される。例えば私が雇用的自営で料理の配達をしています。そうしたら、1年間、配達に関する収入が記録されます。その費用に対してどうするかは、自分が考える。

言いたいことは、今日の御説明で個人事業者のイメージが多少分かってきました。税務手続電子化でどこまで何を達成したいのか。台湾や韓国のところまで行くのは、日本の状況として無理としても、どのような情報を事業収入が1,000万円程度の方々に伝えるのかということです。

今、問題になっている持続化給付金にも関係しているのではないですか。蓋を開けてみたら、持続化給付金をもらう人は、最初は伝統的自営業で事業所得だったので。それだけでは駄目だということで、雑所得を開いてみたら、給与所得のほうがよかったということで、あらゆる所得がほとんど入ってしまったということで、今回、大きな議論になっている持続化給付金についても、この情報があれば、よりの確に対応できたのではないかということです。

申し上げたかったことは、確定申告で我々がイメージする個人事業者の人たちに、どういう形で情報を提供して、コンプライアンスといいますか、彼らに納税協力をしてもらうか。イメージをここで共有していただきたいと思います。

以上です。

**岡村座長**

ありがとうございました。

後半部分は、全体で議論していこうというお話ですね。

最初のところは、植松課長に対する御質問が出ていたのですが、植松課長、いかがでしょうか。お願いします。

**植松主税局税制第一課長**

田近特別委員、御質問ありがとうございます。

生産工程従事者の減少については、御指摘を踏まえてよく調べないといけないところもあるのですが、これは個人事業者ですので、個人事業者の中で生産工程に従事されている方ということで、先ほどの御議論もあるのですが、給与などで雇われる方ではないということです。さらに最近の機械化等に応じて、減ってきていることは言えるのではないかと思います。御指摘を踏まえて調べてみたいと思います。

もう一つ御質問いただいた中で、12ページとの対比で御議論いただきましたが、12ページを御覧いただきますと、注に書いてございますように、この統計というか、調査自体は、事業収入の金額が1円以上ある方で、しかも、事業所得以外が主たる所得の方も含むということで、何らかの形で事業所得について申告が必要な方ということなので、先ほどの5ページのように、事業をメインに行っている方以外のものも含まれています。

一方で、ここで田近特別委員の議論に必ずしもカバーできていないのは、ここの話

は記帳を前提にしていますので、いわゆる給与所得者の場合は、ここから外れてしまうということもあり、こういう整理をさせていただいているということです。

おっしゃるとおり、同じような事業を行っていても、給与所得として収入を得ていたり、あるいは雑所得として収入を得ている方の実態の把握については今後の課題なのかと思います。

**岡村座長**

田近特別委員、よろしいですか。

**田近特別委員**

一言です。植松課長、相当の数になりそうなのですか。いわゆる伝統的自営業の相対的な割合は減って、今の働き方が多様化する中で、個人事業主とは一体どういう人たちなのかと、その実態とイメージがつかめるようなものが共有できたらと思います。人ごとではなくて、私もできる限りやっています。ありがとうございました。

**岡村座長**

ありがとうございました。

土居委員、お願いします。

**土居委員**

ありがとうございます。慶應義塾大学の土居です。

御説明をどうもありがとうございました。

二点質問と、二点意見を述べさせていただきたいと思います。

質問の二点は、いずれも自治税務局に対してということなのですが、資料実2-2の6ページで、地方税共通納税システムを通じて個人住民税の利子割・配当割・株式譲渡割の手続きができるようにするということは、大変良いことだと思います。

このときにどのような形で金融機関から地方団体に情報が提供されるのかという、提供のされ方について、お伺いしたいと思います。例えば利子割だと、要は銀行から利子所得に応じて課税したものが納税されるということだと思うのですが、その際に単に各銀行などがどの県に幾ら納付するかということを確認させて納付することを、今後、地方税共通納税システムを通じてするということなのか、それとも、その中には、納税義務者の名前まで特定させて納付されるということなのかということ、少しお伺いしたいと思います。

その質問の意図は、資料実2-2全般を通じてということになるのですが、地方団体は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険制度で、保険料を徴収する保険者でもあります。その保険者として、全ての被保険者がそうではないにしても、住民税非課税世帯の方とか、場合によっては、合計所得金額に基づいて保険料を徴収するとか、そういう形で、課税情報を活用して同じ地方団体内で、いわゆる社会保障制度にまつわる部分の保険料などの徴収にその情報を活用しておられるということですので、課税情報は非常に重要な基盤になっているということだと思います。

eLTAX自体は、社会保障と連携するとか、そういうことを想定しているわけではないことは私も承知しているわけですが、そこを通じて集められた情報をどのように活用しやすくするかということは、課税情報をeLTAXを通じて取るかとか、地方税共通納税システムで取るかということにかかっている面はあるのだらうと思います。

前回の会合で、税制と社会保険料の仕組みについて様々申し上げましたが、今、直ちにそれをするべきだということではなくて、できることからこつこつとやっていくべきだという認識で申し上げているわけですが、給与所得の内容性というのですか、それができるものなのか、できないものなのかというところが、今後の議論する上で、私としても認識はしておきたいということで、今の質問をさせていただきました。

もう一つの質問は、同じ資料実2 - 2の4ページで、これから国、地方の税務当局間での効率的なデータ連携を行うということを書いておられまして、これは具体的にどのような連携を想定しておられるかということをお伺いしたいと思います。

あと二点、意見を述べさせていただきたいと思うのですが、一点目は、まさに資料実2 - 3で、先ほど田近特別委員もおっしゃったところで、個人事業者との関係ということであります。

資料実2 - 4の論点の3ページで、私として、重大な現状認識を当局から示されたことと重く受け止めているのは、平成26年以降、記帳・帳簿書類の保存は義務化されているものの、十分履行されているとは言い難いという当局の認識が示されたことは、直ちに改善する方向に議論を進めるべきだと、私は認識をした次第です。

そういう意味では、税務手続の電子化の話になってはいるものの、直ちに税務手続の義務化という課題にトライするというよりかは、むしろ本日の会合の議論の立てつけにも関連しているわけですが、いかにまず適正な申告、記帳水準の向上を図るかというところを整えた結果として、電子化がさらに進むという道筋が見えてきたのではないかと思います。

いきなり国から、ないしは行政側から電子化されていない事業者に対して、もっと電子化をなささい、日常業務に電子化なささいと言ったところで、日常業務は、行政側からあれをしる、これをしると事業者が言われる筋合いのものではないという話ではなつけられる場合が多いわけですが、適正な申告をしてくださいとか、その前提条件となる記帳水準を上げてくださいということは、当然行政側からしっかりと訴えられるものであります。

納税は国民の義務なわけですから、義務を履行するための環境を整えることを行政側からも働きかけることはあっていいと思うわけです。あまりそこには事業者は多種多様で、そう簡単にレベルの高い記帳はすぐにはできないという現状をおもんぱかる声も出てくるとは思いますが、納税は国民の義務だということです。

もう一つは、個人事業者に対して、給与所得者からのあらぬ批判も含めて、納税面で不公平になっているのではないかという声もちらほらあるわけですから、給与所得

者がほぼ所得が捕捉されて、源泉徴収されているという現状との比較で、給与所得者の納税意欲がそがれることに陥ってはいけないと思うわけです。

そういう意味では、個人事業者にも納税の義務を全うしていただくべく、まずは記帳水準の向上を納税のために整えていただくというアプローチはあるのではないかと思うわけです。しかも、先ほど事務局からも説明がありましたが、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる環境は整っているということですから、もはや記帳が手間だということを言い訳に、現状維持を認めるわけにはいかないという状況に来ているのではないかと。

制度面で一定の移行期間は必要ではあると思いますが、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような、そういう制度改革、義務化が必要なのではないかと思います。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、簡単に二点目の意見を終わらせませんが、地方団体内での課税情報の共有をより容易にできるように整えていくことも必要ではないかと思っています。その意味では、ある意味で田近特別委員のおっしゃったことと重なるわけですが、どういう方がどのような所得の状況にあるかということ、地方団体内できちんと社会保障制度も見渡した上で捕捉することができれば、それこそ特別定額給付金を一律10万円で配るという案の前に、非課税世帯に対して30万円という案があったということについて、もう少しきめ細かい制度設計ができたかもしれないという思いもありますし、これはどこまで広い範囲でできるかは、今の時点では自明ではないにしても、まずはできるところから地方団体内で整えられると、今、既にある地方団体内の社会保障関連の業務をより効率的にできることになるのではないかと思います。

税制調査会は、社会保障制度のことについて、議論する場ではないということによく承知していますけれども、インフラとなる課税情報の基盤整備を必要とすることだと思います。

#### **岡村座長**

どうもありがとうございました。

それでは、御質問の部分について、東室長からお願いします。

#### **東自治税務局電子化推進室長**

御質問ありがとうございます。

二点、御質問をいただいたかと思いますが、一点目の金融所得課税の電子化の関係でございますが、先ほどおっしゃった金融機関からの納税を、今、紙でやっているものを電子化しようということですが、紙については、金融機関AがA県、B県に、総額を申告して納税する形になっていますので、それを電子化するということが、その内訳まで把握しているものではありません。御指摘の趣旨からいくと、情報が少ないということかもしれませんが、現状そういうところです。

それから、国税との連携でいきますと、適正な課税のために今も連携を進めておりまして、例えば確定申告でまいりますと、e-Taxで確定申告をいただいたものは、地方団体にも情報をいただいておりますし、紙で確定申告をいただいたものも情報を電子データで御提供をいただいている。そうしたことで適正な課税につなげているということですので、引き続き国税庁、財務省とも連携して進めていきたいと思っていますところ。

#### 岡村座長

石井特別委員、お願いします。

#### 石井（夏）特別委員

ありがとうございます。発言の機会を賜りまして、感謝申し上げます。

私からは、税務手続の電子化のうち、地方税分野について、二点ほど意見を申し上げたいと考えております。国税に関しては、一点、簡単な質問をさせていただきたいと思えます。

地方税関係は、資料実2 - 5で今後の主な論点を四点まとめていただいておりますが、四点全て賛成の立場であります。

そのうち、まず地方税共通納税システムの対象税目の拡大について、コメントさせていただきたいと思えます。総務省から御説明がありましたように、地方税共通納税システムについては、対象税目拡大の取組が進められているというところにして、特に令和2年度の税制改正で個人住民税の利子割等が追加された、金融機関等の特別徴収義務者が電子で申告・納入できるようになった旨の説明が資料にも書かれているところです。対象税目拡大は、地方税務手続の電子化を推進する上では非常に重要と考えております。これによって、申告・納税ともに電子的に行う道が広がることになるかと思えますので、デジタル手続法の理念が掲げております、デジタルファーストの考え方にも合致する取組だと認識しております。

具体的には、地方税における電子化の推進に関する検討会で検討が進められているところではあります。地方税共通納税システムの対象税目の拡大については、早期に推し進めていただくことで、申告手続から納税手続まで一貫して電子的な処理が可能な社会が実現されていくことを期待しています。

次は、電子申告関係の通知の電子化に関してです。総務省からいただいた資料を拝見しますと、納税義務者用の特別徴収税額通知の電子化については、eLTAXを経由して送付する仕組みという、その取組の説明がありましたところで、これが行われると、特に特別徴収義務者にとっての利便性ですとか、コストダウンを図ることができる。こちら地方税務手続の電子化に大きく貢献すると期待しています。

ただ、特別徴収税額通知の電子化は、平成28年に特別徴収義務者への電子送付が始まって、納税義務者への送付の電子化の取組まで、現在2020年、4年ぐらいかかっているということです。そういう状況ですので、よりスピード感を持って、齟齬などが

発生しない確実な電子送付を進めていただきたいと考えています。

個人情報との関係ですと、よく言われるのは漏えいのリスクですが、納税義務者用の特別徴収税額通知の電子化の場面では、本人に間違いなく通知するという情報の正確性に留意していただく必要があると考えています。仕組みを動かしていく上で、個人情報にどのようなリスクがあり得るかというのは、リスク評価のようなものを行っていただいて、ご検討いただきたいと考えています。

自動車税関係と税務システムの標準化も積極的に推進していただきたいと思っています。

国税については、簡単な質問なのですが、マイナポータルを使う前提として、やはりマイナンバーカードの普及拡大が必須になってくるかと思えます。資料実2 - 1ですと、例えば6ページに、個人についても、今後のマイナンバーカード普及拡大によりさらなるe-Taxの利用率向上といった辺りの言及がありますが、国税からマイナンバーカードの普及拡大に向けてアプローチできる具体的な取組で、現在進めておられるものについて、教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

#### **岡村座長**

それでは、今の御質問の部分はいかがでしょうか。お願いします。

#### **上良国税庁個人課税課長**

国税庁の個人課税課長です。

今、御質問いただきました、マイナンバーカードの普及拡大についての国税当局の取組についてですが、例えばこれまでも地方公共団体のマイナンバーカード発行の担当の部署にお声がけをさせていただいて、確定申告の会場で、マイナンバーカード発行窓口の案内の誘導をさせていただいております。実際に受け付けをしてマイナンバーカードを発行するのはそれぞれの地方公共団体なので、税務署、国税局から引き続き幅広くそういった協力関係について、お声がけをさせていただいております。来年また確定申告がありますが、そこに向けての協力関係について、具体的にお声がけをさせていただいているといった状況です。

#### **岡村座長**

神津特別委員、お願いします。

#### **神津（信）特別委員**

本日のテーマである電子申告とか、税務手続のデジタル化については、当然ながら大賛成でございます。税理士会としましては、電子申告利用率の100%化に向かって取り組んでいるところです。

また、本日の会合のテーマなどは、非常に興味があるところで、冒頭、中里会長からの御挨拶の中に、税務の専門家としての意見もあつたらいいという御発言がありましたので、問題提起をしてみたいと思います。

電子帳簿の保存のことですが、現在議論されているのは、請求書とか、領収書を電

子化して、あるいはスキャナで取り込んで、帳簿の信頼性等を確保する。それにはタイムスタンプが必要だということですが、請求書、領収書だけではなくて、税務の中には必要とされる書類が数多くあります。例えば契約書関係、各種の規定とか、見積書、給与の台帳とか、領収書、請求書だけではなく、必要な書類はたくさんあります。これらも申告には欠かすことのできない重要な資料ですが、これらは原則紙ベースですので、これらの電子的な保存についても議論をしていくべきだと思います。

もう一つ、本日の会合のテーマで、電子帳簿保存はある一定程度までは行ったが、先になかなか進まないということの御提起がありました。それを実務家の立場で申し上げたいと思いますが、完全に分析した結果ではないので、直感で申し上げることをお許し願いたいと思います。

中小企業と一般的に言いますが、中小企業でも中企業と小企業と零細企業と分けられると思うのですが、税理士事務所に依頼される方のうち、小企業、零細企業については、ほぼ税理士事務所に丸投げです。毎月なり、極端な場合には決算の前に一度、税理士事務所に紙ベースの資料を持ち込まれて、それをマンパワーで集計していく。それもコンピューターで行っているから、全く問題ないのですが、そこにタイムスタンプの費用をかけてまで、電子帳簿保存法を適用するメリットが少ないということだと思います。

電子帳簿保存の最大のメリットは、税務調査が行われた際、元帳等を打ち出さずに済むということが挙げられると思うのですが、それについても少ない。具体的に言うと、企業から預かった領収書、請求書等をコンピューターで入力して、決算書に仕上げて、確定申告の作業に入りますが、それが済んだら、お預かりした領収書等を1年分をまとめて企業にお返しします。お返しするときに、社長や経理課長に対し、7年間は保存してくださいということで、段ボールに具体的に令和何年まで保存義務ありということを書いて、保存していただくわけですが、企業によっては、こんなものを7年も保存しなければならないのかと言う方もいらっしゃいますが、ほとんどの方は、負担に感じておられないと思います。

何が言いたいかということ、中企業、零細企業も含めまして、請求書のスキャナ保存とか、データ保存を電子で行う際には、やはり税理士事務所に来る前に、企業で自ら行っていただくシステムを導入しないと、電子化は進展しないと思います。究極の目的である申告のデジタル化等は、100%達成できると思いますが、その前の電子帳簿の保存方法関係のことをクリアするのは、現在、税理士事務所で行っている電子化を電子帳簿保存法で大幅に認めていただくこと、一方では、クラウド化とか、そういうことを企業の側に直接勧めていく施策が必要だと思います。

問題提起になったかどうかは分かりませんが、実務家の視点として申し上げた次第です。ありがとうございました。

岡村座長



淵教授、お願いします。

**淵神戸大学大学院法学研究科教授**

神戸大学の淵です。

発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私からは、一点、ごく簡単な質問をさせていただき、一点、コメントをさせていただきたいと思います。

質問ですが、資料実2 - 4の今後の主な論点の二番目、記帳水準の向上を図る観点からということを書いてあって、中小事業者への電子的な帳簿作成の広がりやギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性を考える必要はないかと論点を提示していただき、資料実2 - 1でもこの点について御説明があったと思います。これについて、低コストの電子記帳を小規模な事業者が利用している。そのデータを証拠力があるようなものとして、実務上というか、実情取り扱うことをおっしゃっていると認識したのですが、さらにもう少しこういうことであるとか、そういうことがあれば、教えていただきたいと思います。

一点、コメントを申し上げたいのは、今の点と大きく関わりますし、冒頭の田近特別委員の御発言でもあった点であります。ギグワーカーという働き方の変化はもちろんあるのですが、シェアリングエコノミーの進展で、プラットフォームを通じて個人の方が物を売ったりということで、お金を稼いでいるということも、かなりあるのだと思います。資料実2 - 3を見ると、個人事業者でも収入金額が少ない方はいらっしゃって、プラットフォームを通じて物を売ったりして雑所得を得ている人の方が、実は稼いでいるのではないかとということもあり得ると思います。

そこで申し上げたいのは、雑所得を得ているような人を記帳という問題との関係でどのように位置づけていくのか。要するにこういう人たちを事業所得者の予備群と考えると、こういう人たちにも記帳を推進していくという考え方で施策を進めていくべきなのか。それとも雑所得を得ている人というのは、いわゆる消費のための支出とそうでないものとの境目が結構曖昧なところもあるので、事業所得者とはあくまで別世界だということで、今回の議論は及ばないとするのか、そのところについて一つ論点があると考えている次第です。

特に結論めいたことではないのですが、以上、コメントとさせていただきます。

**岡村座長**

どうもありがとうございました。

貴重なコメントだと思いますが、中島企画官、この点は何かありますか。

**中島主税局税制第一課企画官**

御質問ありがとうございました。

資料実2 - 4の2ページ目の今後の主な論点の二番目についての御質問ですが、言葉足らずで申し訳ありませんでした。御指摘のとおり、今、実態としまして、様々な

電子会計ソフトが普及しており、中小事業者、特に法人となると、基本的には紙で一から記帳することはあまりなくて、実際には電子会計ソフトを使って、インストール型ないしはクラウド会計を使って、何らかの方法で電子的に記帳をされている。あるいは個人の事業者の方々、ギグワーカーみたいな方が増加しているが、そういった方の記帳も簡単に利用できるようにしていかなければいけない。

そういう両方のことを視野に、一方で、今の電子帳簿保存法というのは、厳格な要件が課されて、それを充足していない限りは、電子帳簿としては位置づけられていないわけです。そうしますと、実際には作成過程で電子的に作成していても、そのデータだけでは帳簿ではなくて、結局プリントアウトして、紙の帳簿として保存されているということなのです。電子的に作成された紙帳簿です。逆に言えば、紙を打ち出さないと駄目という状況なわけです。そういったところを解決するというか、電子的に作成されている帳簿について、法的位置づけを与えたらどうか。そうすることによって、ギグワーカーと言われるような方々が、低コストでクラウド会計みたいなものを利用して、電子データで記帳していただければ、それで記帳ができますという道筋を描いたらどうかという問題意識です。

**淵神戸大学大学院法学研究科教授**

ありがとうございました。

法律上、紙に打ち出さなければいけないが、そこは省略してもいいのではないかと  
いう方向性だと理解しました。

**岡村座長**

中島企画官、どうもありがとうございました。非常に貴重な御意見をいただいたと思います。

植松課長、いかがでしょうか。雑所得問題ですが、もしコメント等がございましたら、お願いできますか。

**植松主税局税制第一課長**

ありがとうございます。

雑所得の中にも様々ありますので、恐らくそういう整理をどうするかということだと思いますが、一方で、今の話にもつながりますが、クラウド会計とか、電子化が進んでいくことにより、雑所得を得ている方でも、適正な申告のためのデータがそろっていくという方向性は重要だと思いますので、記帳とは少し違うかもしれませんが、貴重な御指摘だと思いました。

**岡村座長**

佐藤教授、お願いします。

**佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授**

御指名ありがとうございます。

国税と地方税について、一点ずつ、意見を申し上げます。

資料実2 - 4の3ページです。今後の主な論点で、二つ目の低い記帳水準の納税者への記帳の促し方と中長期的な制度の在り方について申し上げます。現在、低い記帳水準の方がなぜそれとどまっているかということ、簡単に言えば、そこで不満はないからだということになるだろうと思います。

先に申し上げておくと、淵教授と田近特別委員もおっしゃっていた雑所得問題は、令和4年からは前々年度の雑所得の総収入金額が1000万円を超えると確定申告書に事業所得者等と同様の収支内訳書の添付が義務づけられますのでそういう雑所得者は一定の記帳を必要とすると思われますし、また、前々年の雑所得の総収入金額が300万円を超えると現金預金取引等関係書類の保存が義務づけられます。そういう方々も含めて、記帳の促し方という議論になると思います。

しかし、現状で、税制に不満がなければ、記帳水準を上げようとしてもこれらの零細な方々にそれほど大きく響かないように思われます。そのため、税の問題で上げると、記帳の問題では済まない議論になるだろうと考えています。すなわち、このタイプの問題では、実体法を変えないと、手続の姿が変わらないというのが、私の持論です。

そこで、例えばですが、こういう場合の必要経費について、概算の必要経費水準を決め、それを超える必要経費については帳簿によって証明しなければ控除されないこととするというような形の実体法の切り込みがないと、恐らく記帳水準そのものを改善していくことは難しいだろうと考えます。

他方で、実体法と手続とのリンクといえ、法人の99%以上が青色申告をしている段階で、例えば租税特別措置法の優遇の要件が青色申告にとどまるというのは、恐らく現状に合っていないと思われ、電子化を含めた、言わばスーパー青色申告を租税特別措置の要件とするという背中の押し方も考えてよいのだろうと思います。それが大きな第一点です。

地方税は、資料実2 - 5の2ページの今後の主な論点として挙げられている四点ですが、これも全て賛成であります。取り分けて申し上げるとすると、第四点目でありまして、税務システムの標準化を進めていくことが必要であるということについて、特に異論はありません。ただ、1,700以上ある地方団体、しかも、規模もまちまちであるところで、本当にそのようにうまくいくのだろうかということについては、かなりの疑問を持っています。

記帳の問題から少し離れますが、これらの地方団体はそれぞれの税に関する書類の様式なども違って、非常に大きな社会コストになっているということは、既に認識されていると思います。様式を全国で統一することはほぼ不可能だと思いますが、データを標準化していくことによって、結果的に様式を標準化したのと同じ効果を持つだろうと思います。システムの標準化そのものができればもちろん良いわけですが、それができない場合は、データの標準化を行うことによって、eLTAXで受けた情報をそ

きまま地方団体の基幹システムに流せる形になれば、税務システムの標準化に追いつかない地方団体であっても、ほぼ同様の効果をもたらすことができると思います。

ここで問題になるのが、eLTAXとe-Taxは申告に関していうと、思想が違うということです。利用された方はお分かりのように、e-Taxは何か変なことをすると、必ず警告が出て、それ以上進めない仕組みになっているのに、eLTAXはそうはなっていません。もともとeLTAXの方は、納税者などからいただいた情報を地方団体に流すということで作られているシステムなので、そこであまりエラーチェックをしていないという、基本的な発想の違いがあると思います。これを、現在では、徐々に変えていって、割合チェックを厳しくする方向の動きとなっていますので、申告に関していうと、データの標準化とeLTAXでのチェックを進めることによって、相当程度事態の改善が望まれるのではないかと個人的には考えています。

以上二点です。ありがとうございました。

**岡村座長**

どうもありがとうございました。

齋藤教授、お願いできますでしょうか。

**齋藤東京大学大学院法学政治学研究科教授**

電子帳簿の問題と、今、佐藤教授もおっしゃった税務システムの標準化の問題について、手短かにコメントさせていただきます。

全体の方向性はそれぞれ進めていただきたいと思いますと考えますが、電子帳簿の利用について、利用の段階でどれくらい行政が関わるのかということについては、そこで重たい手続を置いてしまうと、事業者の方々にとって手間であるということがあるわけです。他方で、手続を置かないで進めてしましますと、後になって、これは電子帳簿の要件を満たせません、いろいろな措置が受けられませんということになると、それはそれで不意打ちになります。そのため、事前の手続と事後の不利益のバランスを見ながら構築していくということではないかと考えます。

電子帳簿保存法の承認制度についても、確かに事前手続として、届出制に比べれば重たいのではないかと議論はあり得ると思うのですが、そこは事務局からの説明にもありましたように、信頼性の高い、改ざんができないようなものを申告する側で使っているのであれば、そこはより簡易化するという形で、バランスを取ることはできるのではないかとというのが一点です。

もう一つ、地方の税務システムの標準化も多方面で進めていくべきだと考えまして、例えば書式の標準化についても、それぞれの従来経緯でまちまちになっているのとどまるのであれば、御説明にありましたように、やはりシステム更新の機会を捉えて、この項目、あるいはこの欄は要らないのではないかとすることで、すり合わせができて、自発的に標準化が進んでいくというのは、望ましいことではありますし、それでどうしてもうまくいかないという面があれば、そのほかの様々な手法を組み合わせ

せて、標準化を図っていただければと考えます。

以上です。どうもありがとうございます。

**岡村座長**

貴重な御指摘をありがとうございました。

梶川特別委員、お願いします。

**梶川特別委員**

梶川です。

今日は、御説明ありがとうございました。

また、発言の機会を与えていただいて、ありがとうございます。

私自身、国税の税務手続の電子化、本日の御説明の方向性、また、議論の論点、今後の論点、全般的に異論は全くありません。その上で、二つほどコメントと、質問というほどではないのですが、その関連で確認をさせていただければと思います。

この手のことを考える場合には、国税のいわゆる業務の適正な執行がどのようにされるかということと納税者の利便性、この両方の観点のバランスの問題だと思っています。そういう意味で、ちょうど論点になっている部分で言えば、資料実2 - 1の8ページに出てきている、外部帳票に関してのスキャナ保存というところは、今、改正されて、要件の緩和の方向に向かっているのですが、さらにここの納税者から見た利便性というのは、ぜひ考えていただきたいと思っています。

その場合、前回の会合でも少し申し上げたのですが、紙からこういうものになることによる証拠力、そういったものに関して、具体的に分析をしていただきながら、御議論を進めていただければと思います。読み取れないという技術的なこともあれば、作成とか、プロセスによって、どのくらい変化するのか。改ざんというよりは、我々企業監査の中でも、捏造の容易さというのはすごく出てきそうです。捏造の容易さというのは、すごく気になるテーマだとは思いますが、いずれにしろ、そういったいわゆる技術的なものであったり、業務プロセス的なものであったり、また、実際の可能性みたいなもので、徴収コストとのバランスになると思います。その場合、調査実務に当たっている方の御意見をお聞きできれば、ないしは参考にさせていただければと思います。

実際に何か改ざんされるといっても、現実に帳票一つで事実関係を違った形で表現するというのは、会計でも税務でも難しい部分があって、全体の取引の合理性でありますし、初歩的には資産の移動のお話が出ていましたが、現金の動きなどとは当然つながるわけですし、取引全容の稟議とか、大きな会社であれば、稟議システムとか、そういったものの中に出てくることなので、多少領収書をごまかしてしまう営業マンがいたというレベルの話と、ここは違うステージのお話でしょうから、そういった意味ではファクトを整理していただいて、どの程度までなら技術的に許容できるのかということを検討していただきたい。改ざんするとか、捏造するものは絶対に出てきま

すので、これはペナルティーの話を少し御整理いただければと思います。

システムの改ざんというのは、出来心よりは、組織ぐるみなり、一定の意識が明確なものなので、重加算税も含め、ペナルティーによる抑制で、他の納税者の利便性を損なう、より簡素化のような話を、もしかしたら心配だということで止めない方向で議論していただければという気がします。

資料実2 - 1の8ページ、納税者の利便性から言えば、取引相手からの請求書・領収書等がデジタルデータで送られてきて、それをデータのまま保存するという、どうしたらこのステージになるかということが、本当は一番納税者利便にもなるわけで、税務手続上、明らかに不適正なことをする気がなければ、外部帳票や銀行取引とも自動的に突合していただいて、9割ぐらいが電子帳票としてつくってきただされば、先ほどお話があった台湾のように、適正に、ごく普通に納税したい方は、そちらだと思います。そのため、そういう意味では、大きく社会の枠組みとして、外部取引についての電子データのやり取りを前提とするというお話に、税務手続の電子化というのは、そのインセンティブになる話だと思いますので、領空侵犯になってしまうのかもしれませんが、税務手続の電子化を契機に、社会の取引データのデジタル化を進めるための議論と理解させていただけると、すごくいいお話になるのではないかと。

デジタル化というのは、電子的に作成させた紙帳簿というお話があったのですが、デジタル化というと、私はデータのやり取りの利便性みたいなものをすごく感じるものですから、そのステージまで上げれば、納税者も進んでこういう話に参加してくると思います。納税者が進んで参加するインセンティブと、それを阻害するものに対するペナルティーという議論をこの機にさせていただければという気がしました。

今のコメントの中で確認させていただきたかったのは、資料実2 - 4の2ページです。今後の論点の三つ目、事実上、紙の領収書を授受する商慣行が存在するという前提にお書きの中で、できればこれを提言する方向で、方向性ぐらいは議論させていただいていいのかということと、次のところに代替となる改ざん抑止装置とあるのですが、抑止装置の中というのは、私は勝手に自分の話をしてしまったのですが、どんな抑止をお考えなのかという、その前提のお話と抑止のお話の二つ、質問というか、確認です。私の申し上げたこととの関係の確認をできればということです。

**岡村座長**

ありがとうございました。

この点は、中島企画官からコメントをいただけますか。

**中島主税局税制第一課企画官**

御質問ありがとうございます。

梶川特別委員の御理解のとおり、改ざん抑止といったことについては、ペナルティーという話がありましたが、今、この時点で具体的な案があるわけではないですが、基本的な考え方としましては、紙の原本、副本であるデータを保存することにより、

その同一性をどのように確保するかという観点から設けられている様々な要件が、一方で、結果的には不正を行っていなかった方々に対しても、事務負担となっているのではないかといったお話について、前回の会合で、御指摘を受けたと理解しています。

定量的なリスクの程度というのは、評価することがなかなか難しいのだろうと思うのですが、どこまで行っても改ざんのリスクは恐らくなくなるだろう。しかし、非常に小さいリスクまで考えたところで、いろんな要件を仕組むことが、果たして利便性といったところも併せて考えたときに、リスクと負担のバランスが取れているかどうか、そういった御議論だと思います。

非常に抽象的な話で大変恐縮なのですが、それであれば、実際にリスクが顕在化したときの対応というアプローチの仕方も当然あるでしょうし、いずれにしても、皆様の御意見を踏まえたところで、また実務的なところの実態も踏まえた検討が必要になってくると思っています。

**岡村座長**

沼尾委員、お願いします。

**沼尾委員**

ありがとうございます。

手短に三点、申し上げたいと思います。

一点目は、先ほど土居委員が御発言されたことと関わるのですが、自治体における税情報ですが、それ以外の部署、例えば福祉関係の部署への活用については、中長期的に検討していく必要がある問題ではないかと思っています。例えば特定の福祉の施策の該当者が誰なのかということですか、特定のところにアウトリーチをかける対象者をどう絞るかということも含めて、可能性については、検討していただきたいと思いました。

二点目は、今回、紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提にということで、まとめてくださっているのですが、以前から申しておりますとおり、私自身は紙も非常に重要ではないかと思っております、むしろデジタルトランスフォーメーションということを通じて、前回の会合でも新経済連盟がおっしゃっていましたが、多様性に対応した柔軟なことができるというのが、デジタル化のメリットなのだ。その辺りも含めて、紙の在り方とデジタル化、電子化の手續のメリットを上手に説明しながら、電子に移行していくというところを、ぜひ柔軟に考えていただければと思っています。

実際に納税者が政府に対して信頼をしながら、安心して納税するときに、むしろ従来型の紙で行っている方が、安心して納税できるという方も当然いらっしゃるわけです。例えばクラウド会計アプリを使うと、より利便性があるのですということに持っていくとすれば、恐らく何かの仕掛けが必要なのだろう。

今、メルカリなどは、アプリを普及させるために、あちこちでデモンストレーションや講座を行って、不要になったものを持ってきて、実際に売ってみましょうという講習会をやっています。やってみたら、不用品がすぐに売れましたということで、簡単に安心して楽しくて、かつごみも出さない、社会貢献にもつながるといったところに上手に持っていきながら、マインドセットを新しい方向に変えていこうという試みを行っています。例えばそういう形にこのクラウド会計アプリに接することができて、帳簿もつけられるし、納税も手軽にできるというところで、これは楽で便利でいいのではないかとこのころに持っていくような、そういうことが、民間の側でも行われていくことが大事なのだらうと思います。

そういうときに、例えば農業従事者であれば、農協や、あるいは商工会議所なども含めて、そういった業界団体も一体的に、楽しみながら簡単に安心して、適切に納税もできるというところに移行していくようなこと、つまり電子化に対する不安とか、恐れみたいなものを払拭できるような仕掛けが大事なのではないかと思います。

最後三点目なのですが、今回、総務省から税務システムの標準化ということが挙げられていて、これは様々な手続の効率化というところで、非常に有効だということは、私も十分に理解しているところです。

他方で、標準化が進んでいくことにより、自治体の課税自主権というものが、行使しづらくなる環境を生まないように、ぜひ配慮していただきたいと思っています。

例えば今後eLTAXを通じて、恐らく超過課税の場合は税率を動かすだけでいいと思うのですが、法定外税、例えば宿泊税を入れるというときに、eLTAXのなかに組み込めないから導入できないという自治体が出てくるといったことがないようにしてほしいということです。独自課税の取り扱いについてはいろんな考え方があるかと思いますが、自治体の課税自主権に配慮した対応を考えていくことが大事ではないかと思います。

#### **岡村座長**

どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、中里会長から少しコメントをいただければと思います。中里会長、よろしくお願いします。

#### **中里会長**

コメントはないのですが、土居委員と沼尾委員のおっしゃったことで気になるのですが、A部局がある目的で集めた情報をB部局に簡単に流していいのですか。法的にかなり問題があると思いますが、いかがでしょうか。

#### **岡村座長**

これはいかにも法律家の懸念ですね。

#### **中里会長**

そんなことをされたら、情報保護や守秘義務の趣旨が没却されてしまうかもしれないので、そのような点にも注意して議論したほうがいいような気がします。



### **岡村座長**

確かにそうですね。大学の中でも、他学部の学生の成績を取り寄せられるかという問題がいろいろと起こっているようでして、そういうことはあるかもしれません。

土居委員、どうぞ。

### **土居委員**

確かに容易に情報を他部局に出してはいけないということは、よく分かりますが、現に社会保障側がその情報を参照するように法律で定めているので、合法的に参照できる余地もあるということではないでしょうか。税法で定めた情報を社会保障制度は活用すべきではない、ということでもないと思います。

### **岡村座長**

どうもありがとうございました。それはまた検討させていただきたいと思います。

本日は、事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上及び税務手続の電子化に向けた方策について、委員の皆様及び有識者の皆様から様々なお考えをいただけたと思います。

この専門家会合は、総会での議論に先立ち、その素材を整理するための会合という位置づけでありますので、本日いただきました意見のうち、主なものをそのまま総会へ御報告させていただきたいと考えております。

次回の専門家会合は、課税実務をめぐる環境変化への対応や税務上の書面、押印、対面原則の見直し等について議論させていただくことを予定しております。

本日の会合は以上です。ありがとうございました。

[閉会]